

特別期間について

霊園又は納骨堂の利用者は、慣例上、盆や彼岸の期間中に訪れることが多く、代行霊園及び服部納骨堂も例外ではありません。

こうした墓参者等の集中する時期においては、園内の混雑、周辺道路の渋滞、ごみ等の散乱が見られ、墓参者等の安全確保に支障を来たすばかりでなく、周辺地域の住民からも苦情が寄せられることがあります。そのため、これまで代行霊園においては、盆や彼岸、年末年始等を「特別期間」と位置付け、園内道路の円滑な通行の確保や周辺道路での誘導、早朝作業等を実施してきました。

指定管理者は、この「特別期間」において、警備計画や作業計画等を立案し、必要に応じて周辺住民に説明して理解を得た上で、確実に実施する必要があります。

なお、「特別期間」としている時期は、概ね次のとおりですが、基準としている日の曜日によっては変更があります。

- 盆 8月10日から16日まで

- 彼岸（秋） 秋分の日の前日合わせて7日間

- 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

- 彼岸（春） 春分の日の前日合わせて7日間

- 新規利用者募集期間（合葬式墓地の募集を除く）

毎年9月上旬頃から翌年2月下旬頃までの新規利用者募集に係る期間うち、墓参者等の増加が予測される期間（当該期間の設定については、協議のうえ決定する。）